

「諸家伝近代次第」について

酒井信彦

はじめに

歴史に関する材料、すなわち史料の内の一種類として系譜史料がある。系譜というと一般に系図を思いうかべるが、系譜は系図だけではない。歴代の年譜つまり歴譜も系譜の中の有力な一型体である。系図が人名を系線で結びつけてその血族関係を示し、ある程度広汎な人名が記されるのに対し、歴譜に記されるのはその家の歴代当主のみである。そのかわり歴代当主の履歴が年表式にくわしく表わされるのである。

系図の内大部なもので、かつ刊行され著名なものに「尊卑分脈」や「系図纂要」があり、歴譜の代表的なものに「諸家伝」がある。では「寛永諸家系図伝」や「寛政重修諸家譜」はどうかといえは、これらは普通系図といわれているが、厳密にいえばその型式は系図と歴譜を混合させたものであって、系線で結ばれた各人名の下に注記がつき、歴代当主には更に詳しい履歴の文章が付される訳である。つまり武家の系譜は、その基本的骨格が系図式で、それに歴譜を合体・混入させた型式が主流である。それは系図集のみならず、単独の家の系譜も同様で、例えば近世大名の系譜として最も完備したものの一つである薩摩島津氏の「新編島津氏世録正統系図」もこの型式をとっている。

それに対して公家の系譜は、系図と歴譜を厳密に区別している。東京大学史料編纂所に所有する明治初年華族諸家が史局に提出した系譜⁽¹⁾の内公家の場合を見ると、例外なくこの両者を区別して提出しているのである。公家の歴譜が家伝であるが、その中味は実質的に朝廷における官歴である。家伝は公家の各家で作られるが、さらに堂上諸家の家伝を集成したものが「諸家伝」であり、地下諸家の家伝をまとめたものが「地下家伝」である。

さて「諸家伝」に関連する公家系譜史料が若干存在する。その中には「諸家知譜拙記」のように著名なものもあるが、その実態が知られていない史料もある。以下本稿では「諸家伝近代次第」なる史料をとりあげ、その内容を紹介し、かつ公家系譜としての歴史の意味について考えてみたい。

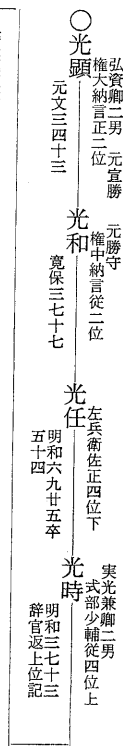
一、諸家知譜拙記

我々が堂上公家の人名などを調べる場合、最も簡便な道具として「諸家知譜拙記」がある。本書は現在刊行されているが、それは影印本であって元来は版本であり、その点「諸家伝」とは性格を異にしている。また内容は、堂上各家ごとに歴代当主の人名を系線で結んで示し、その人

名に極官や没年などの簡単な注記がほどこされている。次に一例として外山家の部分を掲げてみる。

日野家庶流

外山



一行は四段に人名が揭示されている。但し、撰関家・清華・大臣家それに王氏の白川家は敬意を表わして一行三段に人名を記す。当主間の継承関係を明示するために系線が引かれているところから見れば系図的であるし、一方記載される人名が歴代当主のみであることからすれば家伝的でもあり、つまり公家系譜史料であるが二つの側面をもっている。

「諸家知譜拙記」は貞享から天保に至る間に七度版行された。それは貞享三年（一六八六）・享保十年（一七二五）・延享二年（一七四五）・宝暦四年（一七五四）・明和二年（一七六五）・文政三年（一八一〇）・天保十年（一八三九）であり、我々が影印本で見ているのは天保十年のものである。但し右の内延享二年、速水房常が大改訂を行った以前と以後とでは型式に変化が生じていることに注意しなければならない。それは先に外山家の例で示したような型式は、速水房常の改訂によって成立したのであり、それ以前、土橋定代編集による「諸家知譜拙記」は各家が独立していなかったのである。歴代当主の人名と簡略な注記を記することは同じだが、それらの人名はある一定の家のグループごとにまとめて系線によって結ばれ、一行の人数も不定であった。家のグループと

は、撰関家・閑院家・日野家・勸修寺家・村上源氏・菅原氏などの家の集合体である。つまり速水房常以後のものに比して系図としての性格がより強かったことがわかる。

また「諸家知譜拙記」については、印刷刊行された点が重要である。公家諸家について刊行された史料としては他に、武家の武鑑に対応するものとして公家鑑の類がある。これらは名称的に「雲上明鑑」・「雲上明鑑大全」・「雲上示正鑑」などと名付けられているが、基本的は同一型式で、武鑑と同じく諸家の当主その他現状を紹介することに重点があり、当主の歴代も示すものの、系譜というより名鑑というべきものである。内容的に「諸家知譜拙記」と異なるのは、堂上公家衆の他に天皇・親王・門跡など朝廷社会を構成する主要な人物が網羅されている点である。

これら公家鑑の発生は、江戸時代の寛文年間とされるが、ある程度の普及をみたのは、貞享年間頃であったようである。以後時代の進展にもなつて拡大し、幕末期には尊皇思想の興隆も反映してその頂点に達した。この公家鑑の流布の状況は、「諸家知譜拙記」にもそのままあてはまるようである。先述したようにその成立は貞享年間であった。また編者土橋定代は、「雲上明鑑」の編者でもあったという。ということは、貞享年間には公家衆に関する系譜や名鑑が印刷物として刊行されることが求められる社会状況になっていたといえよう。

二、諸家伝近代次第

ところで、「諸家知譜拙記」のみならず公家鑑が成立する以前、すでに近世初期の段階で、「諸家知譜拙記」に形式的に類似した公家系譜が存在し、しかも板行されていた事実は殆んど注目されていない。注目されなかった理由の一つは、写本でなく版本であるにもかかわらず、その

名称が様々に呼ばれていたからだと思われる、私は後述するように、その名称は「諸家伝近代次第」とするのが最も適当であると考えてので、以下この名称によって説明してゆきたい。

まず「諸家伝近代次第」の内容を簡単に紹介しておく、全体は速水房常の「諸家知譜拙記」と同じように堂上諸家各々の系譜よりなっている。各家の系譜が「諸家知譜拙記」と明確に異なるのは、二つの部分に判然と区別されていることである。前者は人名を系線で継ぎ四段に記し、後者は人名を二段に記し系線はない。両者とも人名だけでなく簡略な注記を付す。注目されるのは、前者の最後の人物が後者の冒頭の人物であって、この人物によって前者と後者は系線の有無にかかわらず連続した系譜となる。つまり全体を連結して系線で結べば、速水房常以後の「諸家知譜拙記」の型式となる。

さて「諸家伝近代次第」は種々なる名称によって伝えられているといったが、それは次のような書名である。私が知り得た範囲のものを「国書総目録」によって整理してみると次の如くである。

- ①諸家伝寛永年間版 静嘉 一冊
刊年不明 宮書 一冊
同 神宮 一冊
- ②諸家近代伝 国会 一冊
竹柏 一冊
- ③諸家伝近代次第寛永年間版 大東急 一冊
刊年不明 静嘉 一冊
同 京大 一冊
同 東北大狩野 一冊
同 旧浅野 一冊

④諸家伝近代次第目録元和年間版 岩瀬 一冊
刊年不明 東博 一冊

⑤公家系図諸家近代伝 無窮神習 一冊
同 諸家伝近代次第 無窮神習 一冊

右の諸本の内、実見したのは東京近郊に所在するもので、末尾に①〜⑤の記号を付しておいた。目録上の書名が異なるものの内、最低一部は実見することができた。

私が「諸家伝近代次第」を初めて目にしたのは宮内庁書陵部の蔵本である。「国書総目録」には、「諸家伝」と著録されているので、版本の諸家伝とはいかなるものであるか興味をもったからである。実物を閲覧してみると、我々が普通理解しているような諸家伝、すなわち堂上諸家の歴譜の集成とは全く異なるものであることがわかった。その後、右の一覧に掲げた諸本を次々に実見してみると、それらはすべて最初に書陵部で見た版本と同一の版本であって、実見した範囲では一つの例外もないことが判明した。但し書籍の寸法には多少の異同があった。実見した諸本の寸法を示すと次のようになる。(すべてタテ×ヨコ、単位センチメートル)

- ①一五・八×一九・八 ⑩一七・〇×二一・〇
 - ②一六・〇×一九・九 ⑪一五・八×一九・六
 - ③一五・〇×二〇・四 ⑫一五・九×一九・五
 - ④一五・八×一九・六 ⑬一七・八×一九・八
- このように寸法は異なるが、版本そのものの改刻などは考えられないので、この事実は「諸家伝近代次第」の書籍としての簡略さを示すものである。

なお「国書総目録」には、静嘉堂の「諸家伝」①と、大東急文庫の「諸家伝近代次第」②に、「寛永年間版」の注記があり、いかにも刊記

があるような印象をうけるが、実見してみると刊記などはない。静嘉堂本は題箋の下方の部分に墨書で「寛永版」と書いてあるのみであり、大東急文庫本は刊行目録に、「寛永頃刊」とあるだけである。実見してないが岩瀬文庫の「諸家伝近代次第目録」に「元和年間版」とするの
も、推定によったのにちがいない。

以上のように「諸家伝近代次第」は、様々な名前で著録されているが、実体は全く同一であった訳である。それでは何故、同じ一つの書物が種々異なった名称で扱えられていたのだろうか。その理由は、「諸家伝近代次第」は版本でありながら外題がなく、内題とそれに対応する目次の表題も、各巻で異なったまま統一されていなかったからと思われる。

次に「諸家伝近代次第」の構成と、各部分の表題を示すことにする。

本書は表紙を除いて全七十二丁で、版心に「諸家伝 ○○」と丁数を表わしている。構成は、

- ① 目次 一〜三丁
- ② 藤原氏系図 四・五丁
- ③ 本文 六〜六十八丁
- ④ 附録 六十九〜七十二丁

以上の四部分よりなる。③の本文は巻数の表示はないが明確に三区分別されているので、便宜的に第一巻・第二巻・第三巻と呼んでおこう。この三巻に対応して①の目次も三つある。②の藤原氏系図は、「諸家知譜拙記」のやはり冒頭にある「藤氏大綱」に相等するものである。これは本文中に含まれる藤原氏諸家の流派的相互関係を系図的に示している。④の附録は二つあり、御子左流の二條家の系図、それに古今伝授に関する堯孝系図が含まれる。

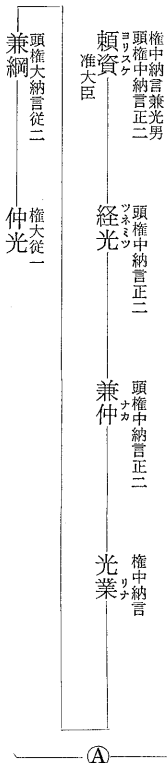
①目次、②本文の三巻それぞれの表題を示すと次のようになる。

- ①—(1) 諸家伝近代次第目録
 - ①—(2) 諸家伝近代次第目録
 - ①—(3) 諸家伝目録
 - ③—(1) 諸家近代伝
 - ③—(2) 諸家伝近代次第目録
 - ③—(3) 諸家伝目録
- ①—(1)には「シヨケノテンキンタイシタイモクロク」とフリガナを付している。

すなわち版心の表示や①—(3)から「諸家伝」という書名が、③—(1)から「諸家近代伝」という書名が、①—(1)(2)から「諸家伝近代次第」という名が、③—(2)から「諸家伝近代次第目録」という名がそれぞれ生じたと思われる。目次に「目録」とあるのは自然だが、本文の表題にも二つ「目録」となっているのは不適當で、これらの表題はかならずしもキチンと整理されたものではないようだ。但し「諸家伝近代次第目録」が三つで全体の半数を占め、この目録は目次とすれば、本書の本体は諸家伝近代次第」とするのが最も妥当であると考えられる。なお本書の書名については、次節でもう一度取り上げて確認することにしよう。

次に「諸家伝近代次第」の本文部分の具体例を一家あげてみよう。藤原氏日野家グループで、名家の有力家として弁官・藏人や武家伝奏をつとめた広橋家の例を左に示す。

広橋



撰関家・清華・四条家・日野家・勸修寺家・高倉家があり、撰関家の次にこれは絶家である足利將軍家と土佐一条家も収められている。第二巻には、閑院家・水無瀬家・中御門家・御子左家・花山院家それに源氏・平氏・橘氏・菅原氏及び絶家として伊勢国司の北畠・木造両家がある。ところで第三巻になると、その中は家グループでまとめられているものの、撰関家の鷹司、清華の三条など本来一・二巻に入れらるべき家が収められ、かつその約半分は当時における絶家であるので、一・二巻に比して絶家の比率が極めてたかい。そして「諸家伝近代次第」に収載された諸家の構成を、「諸家知譜拙記」と比較してみると次のことが指摘できる。第一に、後者にはない絶家が入っていること。第二に後者のように家の配列が家の系統別にキチント整理されていないことである。

すなわち、右の家々の構成の問題においても、先に見た本文や目次の表題の不統一にしても、「諸家伝近代次第」は版行された公家系譜でありながら、「諸家知譜拙記」のようにには整備されていない点が多いといえるだろう。

なお本書の成立時期であるが、本書に掲載されている人名には任官年月日や死没年月日などの注記が施されており、その最も時代を下るものを調べてみると、第二巻の第十六中院家の最後にある通村卿に「元和九中納言」とあるものであって、これにより本書は寛永初年に成立出版されたものと考えられる。

三、諸家近代伝

以上、版行公家系線史料の一体体としての「諸家伝近代次第」について紹介してきた。では諸家伝近代次第は、どのようにして作成されたものなのだろうか。実は本書の直接の前提である公家系譜史料が存在する。それは「諸家近代伝」である。「諸家近代伝」といえば、先に見た

ように「諸家伝」と共に「諸家伝近代次第」の異名の一つであったものである。しかし私がここで「諸家近代伝」と呼ぶのは、「諸家伝近代次第」と密接に関連しながら、判然と区別しうる存在である。私が実見した「諸家近代伝」の諸本は次のようである。

① 諸家近代伝

内閣文庫 四冊
内閣文庫 二冊

岩瀬文庫 一冊

東大史料 一冊

内閣文庫 四冊

東大史料 六冊

② 諸家伝近代次第

東大史料 六冊

⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲

これら諸本はすべて写本であり、版本はない。また②・③など名称は異なるものの、内容は基本的に①と同じである。それは堂上公家諸家の家伝を集成したものであり、すなわち広い意味で「諸家伝」の一種であることは確かである。但し刊行されている「諸家伝」と大きく異なる点が二つある。第一に諸家の伝を乗せられている人物が、すべてある時間的範囲に限定されている。その年代は南北朝期から近世初期に至る期間である。つまり「諸家近代伝」の「近代」とはこの期間を意味するのである。第二に各家の伝の冒頭には、始祖より伝の最初の人物にいたる歴代が、系線で結んで掲げられている。ということは、「諸家伝近代次第」は、その型式と内容から「諸家近代伝」を前提として出現したとは明らかである。「諸家近代伝」の各人の伝履歴を極めて簡略化し、人名の下に割書の注記として加え、「近代」の範囲の歴代当主を二段に掲げて示したのが、「諸家伝近代次第」であったわけである。

「諸家近代伝」と諸家伝近代次第のこのような関係は、収載されている公家諸家の構成にも表われている。私が実見した「諸家近代伝」六本の内、東大史料所蔵の㉑本は例外で、撰関家と閑院家合計二十家のみ

のものだが、他の本は「諸家伝近代次第」各巻の構成と関連している。先に別表で示した「諸家伝近代次第」各巻の構成の内、第一巻をA、第二巻をB、第三巻とCとして表わすと、「諸家近代伝」の諸本の構成は、次のようになる。

- ㊦ A + B
- ㊧ A + C + B
- ㊨ A + C + B + D or E

すなわち、一巻分が欠けているもの、順序が変わっているもの、順序が変わり且他のものが付加されているものであった。㊧のD㊨のEは、「近代」以後に成立したいわゆる「新家」で、Dは五十八家、Eは二十七家である。したがって私が実見した範囲では、「諸家伝近代次第」と全く同一の構成を示す「諸家近代伝」はなかった。しかし見ていないものもあり、さらには「諸家伝」という名で伝わっているものの中にも「諸家近代伝」は存在すると思われるので、構成を同じくする写本を将来発見できるのであるまいか。

以上で、「諸家近代伝」と「諸家伝近代次第」との関係は明らかになったが、「諸家伝」・「諸家近代伝」・「諸家伝近代次第」という名称は、相互に混用されているので、もう一度用語として使う場合の実態を確認しておきたい。堂上公家諸家の歴譜すなわち家伝を集成したものが「諸家伝」であり、諸家の伝の内、「近代」つまり南北朝から近世初期にいたる期間を収めたものが、「諸家近代伝」であり、「諸家近代伝」にのっている諸家の当主の歴代Ⅱ「次第」を表わしたものが、「諸家伝近代次第」である。以上のように考えるべきであろう。

おわりに

以上、かなりまわりくどい説明になったが最後に本稿で一応明らかに

しえたと思うことをまとめておきたい。
第一に、「諸家知譜拙記」・「諸家伝近代次第」・「諸家近代伝」三者の相互関係は、次の如くである。

諸家近代伝↓諸家伝近代次第↓諸家知譜拙記(速水房常編)
第二に、「諸家伝近代次第」は、公家鑑や「諸家知譜拙記」の出現するより以前、寛永初年に成立し、最も古い版行公家系譜として、史料学的にも貴重な存在である。

第三に、「諸家伝」・「諸家近代伝」・「諸家伝近代次第」の三者は、名称として相互に混用されているが、実態は異なるものである。

注

- (1) 拙稿「本所々藏華族諸家提出の家譜について」(『東京大学史料編纂所報』第十二号、昭和五十三年三月)
- (2) 『増補諸家知譜拙記』(統群書類従完成会、昭和四十一年)
- (3) 宮内庁書陵部所蔵、架番号二〇七一九二三
- (4) 静嘉堂文庫 架番号五三一六―二三八五四
- (5) 宮内庁書陵部 架番号谷―二九
- (6) 国会図書館 架番号六―三三
- (7) 大東急記念文庫 架番号一―一―一九三五
- (8) 静嘉堂文庫 架番号七四―五八―一―一〇七五
- (9) 東京国立博物館 徳川宗敬本
- (10) ⑤は「神習文庫目録」によっておぎなった。『国書総目録』では、写本として記しているものである。
- (11) 無窮会図書館 神習文庫五二一九
- (12) 無窮会図書館 神習文庫五二二〇
- (13) 国立公文書館 内閣文庫一五五―三六
- (14) 国立公文書館 内閣文庫一五五―四八
- (15) 西尾市立図書館 岩瀬文庫九八―八〇

- (16) 東京大学史料編纂所 架番号二〇七五―一五七
(17) 国立公文書館 内閣文庫古四―二三四
(18) 東京大学史料編纂所 架番号四一七三―三三